



低所得世帯緊急支援給付金（住民税非課税世帯支援分） を給付します

物価高騰等に直面する低所得世帯を支援するため、令和6年度（2024年度）の住民税が非課税となる世帯に対し、国の重点支援地方交付金の低所得世帯支援枠として、低所得世帯緊急支援給付金を給付します。

■給付金の対象者

- ・令和6年度（2024年度）住民税非課税世帯
約9,000世帯
- ・上記世帯のうち18歳以下の児童が扶養されている世帯（こども加算）
約700世帯（約1,100人）

■給付金の額

- ・令和6年度（2024年度）住民税非課税世帯 1世帯当たり30,000円
- ・こども加算 1児童当たり20,000円

■給付方法

＜市からの給付実績がある方＞

給付金の辞退や口座変更の申し出がなければ、申請は不要

＜市からの給付実績がない方＞

市から発送する確認書に口座情報等を記載の上、返送

■今後のスケジュール（予定）

2月下旬 案内文等発送・受付開始

3月上旬 給付開始

問合せ

市民福祉部社会福祉課 川合（かわい）、清雲（せいうん）
052-603-2211、0562-33-1111（内線128）
市民福祉部こども課 島袋（しまぶくろ）
052-603-2211、0562-33-1111（内線687）